

令和8年3月19日

関係所属長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長

任用期間に定めのある職員に係る互助組合への加入手続について（通知）

加入及び退会の手続については、令和8年3月11日付け「令和8年度定期人事異動に伴う組合員資格取得等の事務処理について（通知）」で通知しているところですが、再任用職員や臨時的任用職員、会計年度任用職員等、**任用期間に定めのある職員**の取扱いについて改めてお知らせします。

については、該当者に周知の上、適切に処理していただきますようお願いいたします。

～加入手続について～

任用期間に定めのある職員が、共済組合員資格を取得（任意継続組合員及び広島市費の再任用フルタイム以外の職員は除く。）し、互助組合に加入を希望する場合の手続等の取扱いは、次のとおりです。

1 提出書類

⑤加入申込書

※ 各種様式については、当互助組合ホームページからダウンロードしてください。

2 提出期限

公立学校共済組合広島支部の組合員資格取得日から20日以内（必着）

※ 資格取得日が令和8年4月1日の場合：令和8年4月20日（月）（必着）

（注）期限を過ぎると加入できません。必ず期限内に提出してください。

3 留意事項

次の場合は、その都度、加入申込書の提出が必要です。

（1）共済組合員等番号が変更となる場合

（2）空白の期間を空けて、再度、共済組合員資格を取得される場合

提出先・問合せ先

一般財団法人広島県教育職員互助組合

〒730-8514

広島市中区基町9-42

(082) 228-1386

(082) 513-4949 (ダイヤル)